## 平成27年2月定例教育委員会会議

会 議 録

平成27年2月9日開催

## 会 議 録

開	催	7	日	時	平成 2 7 年 2 月 9 日 (月) 午後 3 時 開会 午後 4 時 3 5 分 閉会
場				所	旭川市教育委員会 会議室
出席者	委員			員	委員長 金丸 浩一, 頻縣縣 金谷 和文, 委 員 中島 智子 委 員 滝山 義之, 教育長 小池 語朗
		説	,明	員	学校教育部長  田澤 清一  社会教育部長  野村 斉  学校教育部次長  林   和也   社会教育部次長   髙橋 秀彦  学校教育部次長   金子 圭一  社会教育部次長   森山 素子  学校教育部次長   片岡 晃恵  学校施設担当課長   和田 英邦  教職員担当課長   林上 敦裕  学校保健課長   富山 剛
		事職	務	局員	教育政策課長補佐       松浦 宏樹         同       教育政策係主査 櫛部 治彦         同       工藤 秀敏         同       教育政策係         社会教育課課長補佐       羽田野 収         同       主査
傍		聴	į	者	0 人
公	公開・非公開の別				一部非公開
会	<b>該</b> 配		次	第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 平成27年度教育行政方針について ・報告第1号 平成26年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について ・報告第6号 旭川市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定(臨時代理)について ・報告第7号 上川教育研修センター組合規約の変更(臨時代理)について ・報告第8号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について

て 5 報告事項 (1) 市議会経済文教常任委員会の報告について (2) 東明中学校における火災について (3) 学校給食費の改定について (4) 学校給食費納入確約書の廃止について 6 その他 7 閉会

発	言	La	
		者	発言要旨
			《開会》
委	員	長	ただいまから、平成27年2月定例教育委員会会議を開会いたします。
			《会議録署名委員》
委	員	長	本日の会議録署名委員は、金谷委員、滝山委員を指名します。
			《前回会議録》
委	員	長	会議録ですが、平成27年1月第1回臨時教育委員会会議(平成27年 1月12日開催)の会議録については、既にお手元に配付されております が、これらの内容について御意見はありますか。
各委		員長	ありません。 御意見がありませんので、平成27年1月第1回臨時教育委員会会議の 会議録については、承認することで御異議ありませんか。
各 委		員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、平成27年1月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。
各委		員長	なお、平成27年1月定例教育委員会会議(平成27年1月26日開催)の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということでよろしいですか。
			《審議事項》
委 各 委	委	長 員長	それでは、審議事項に入ります。 議案第1号「平成27年度教育行政方針について」、報告第1号「平成26年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第5号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第6号「旭川市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定(臨時代理)について」及び報告第9号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告第9号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。異議ありません。「異議なし。」と認め、議案第1号「平成27年度教育行政方針につい

て」、報告第2号「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第5号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定(臨時代理)について」、報告第6号「旭川市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定(臨時代理)について」、報告第7号「上川教育研修センター組合規約の変更(臨時代理)について」及び報告第9号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

報告第8号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告願います。

## 片岡学校教育部次長

報告第8号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告します。

平成27年1月28日付けから平成27年2月4日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第8号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。

主なものといたしましては、平成27年1月28日付け及び2月1日付けの統合3中学校閉校事務補助並びに平成27年2月1日付けの旭川市中央図書館等の事務補助臨時的任用職員の任用によるものとなっております。

報告第8号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

員

委

長 それでは、報告第8号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時 代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

委 員 異議ありません。

ありません。

 各
 委
 員

 長

「異議なし。」と認め、報告第8号「旭川市教育委員会事務局職員等の 人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

《報告事項》

委員長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」,報告願います。

学校教育部長

報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」,報告します。

平成27年1月21日に開催された経済文教常任委員会におきまして, 自民・旭川会議の佐藤委員から質疑がありました。内容につきましては, 学校給食について,中国産食材の概要,中国産食材で国産食材に代えることができない食材はあるのか,その安全性についての認識と根拠,さらには,輸入食材の検疫所における検査と検査率,そして安全が十分に保障されているとの認識があるか,中国産食材を学校給食で使用するのであれば保護者の了解を得るべきでないかという一連の質疑がありまして,最後は今後責任ある立場の方に答弁を求めることにするということで終わっております。蛇足ですが,その答弁につきましては,平成27年第1回定例市議会の予算の分科会で質疑される予定と聞いております。

委 員 長

報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」,御意見,御質問等はありますか。

各 委 員 ありません。

委 員 長

それでは、報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」 |は,報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「東明中学校における火災について」、報告願いま

## 学校施設担当課長

報告事項(2)「東明中学校における火災について」,報告します。

本件は、本年1月29日(木) 午前7時45分頃、東明中学校の1階技 術木工室において、技術担当教員が、教室の一角から煙が上がっているの を発見し、応援に駆け付けた職員とともに消火したものでございます。

火災の原因といたしましては、前日までの授業で使用した植物油系塗料 を拭き取ったウエス、ウエスとは塗料やオイルを拭くための布のことであ りますが、それを水の入ったバケツの中で管理していたところですが、ウ エスに対して水の量が少なかったことにより、塗料が付着した使用済のウ エスから自然発火したものとの見解がその後の消防や警察の現場検証によ り示されたところであります。

この火災により、バケツ周辺の床、壁と天井の一部が黒くすすけ、プラ スチック製のバケツが内部にあったウエスの発熱で溶けたことにより、床 の一部がただれた状態となりました。煙や臭いなどによる二次的な被害も 含め、幸い人的な被害はなく、教室の復旧につきましても、今月23日ま でに修繕が完了する予定であり、臭いの状況に応じて、教室の使用を再開 していく予定であります。

各学校には注意喚起を促す通知を出しており、今後につきましては、よ り一層、火災の再発の防止及び教材備品の適切な管理の徹底を図ってまい ります。

委 員 長

報告事項(2)「東明中学校における火災について」, 御意見, 御質問等 はありますか。

教 長 育

今回は始業前に発見することができたため大事には至らなかったという ことではありますが、例えば土曜日や日曜日に起きていれば大きな火災に なった可能性もあります。そういう意味では、やはり管理責任は取っても らわなければなりません。教室の使用が再開できるようになった段階で判 断していきたいと思います。

委 員 長

管理責任の問題も生じるということです。それにしても大事には至らな くて良かったと思います。その後の学校への指導についてもきちんとなさ れているということです。

他に御意見,御質問等はありますか。

各 委 ありません。

員 員

それでは,報告事項(2)「東明中学校における火災について」は、報告 を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「学校給食費の改定について」、報告願います。 報告事項(3)「学校給食費の改定について」、報告します。

学校保健課長

学校給食費の改定につきましては、平成26年7月定例教育委員会会議 において報告させていただきましたが、これまでの物価の上昇や、昨年4 月からの消費税率の引上げにより、食材の価格も値上がり傾向にあり学校 給食の運営に支障が生ずるおそれがありましたことから、適切な給食費を 検討するために、旭川市学校給食物資共同購入委員会と東旭川学校給食運 営委員会の合同で、旭川市学校給食費検討委員会を設置し、給食費の検討 が行われたところです。

検討委員会は4回開催され、検討の結果、平成26年12月8日付けで 議案書32ページに掲載しております「学校給食費の改定にかかわる報告 書」として、給食費の改定内容が示されました。

この報告書は、学校関係者や保護者の方が参加して行われる両委員会の 臨時総会を、旭川市学校給食物資共同購入委員会は11月26日に、東旭 川学校給食運営委員会は12月5日に開催し、議決を経て提出されたものとなっております。

報告書の概要について御説明させていただきます。

まず、改定内容につきましては、小学校では、1食当たりの単価を現行の242円49銭から256円70銭に改め、金額にして14円21銭、率にして5.86%の引上げを行うものであり、年額46、800円のところ49、800円とし、3、000円増額とするものです。

なお、年間給食回数につきましては、小学校では、現行の193回から194回に改め、1年生の4月の給食回数を減らす特例については廃止し、他の学年と同じ回数とすることとしております。

中学校では、1食当たりの単価を現行の296円77銭から312円63銭に改め、金額にして15円86銭、率にして5.34%の引上げを行うものであり、年額55、200円のところ59、400円とし、4、200円増額とするものです。

年間給食回数につきましては、中学校では、現行の186回から190回に改め、卒業を迎える3年生の3学期の給食回数を減らす特例については継続し、3年生については他の学年より9回少ない181回とすることとしております。

改定理由といたしましては、現行の給食費は平成21年度から6年間改定されておりませんが、これまでの物価上昇や消費税率の引上げ等により給食の食材料費が上昇していることや、児童生徒の健康の維持や、安全・安心な学校給食を提供するため、地場産食材を使用した地産地消の取組を推進すること等から、こうしたことに見合った適正な給食費が必要ではないかということで改定する結論に至ったところです。

給食費の1食当たりの単価の積算につきましては、米飯・パンの主食の価格と、牛乳の価格、野菜などの副食費に区別し、その合計が単価となっております。平成26年度の1食当たりの単価は、主食の価格が66円24銭、牛乳の価格が42円55銭、副食費が133円70銭の合計242円49銭となっております。

平成21年度と平成26年度を比較いたしますと、主食・牛乳の価格は、これまで毎年、実勢価格を反映した価格を適用しておりますが、食材の値上がり分を副食費で調整することにより給食費の1食当たりの単価を上げることなく、平成21年度から同じ価格としてきました。今回の改定に当たりましては、主食・牛乳の価格は実勢価格とし、副食費は平成21年度の価格をベースに消費税率を8%とした分を上積みすることで1食当たりの単価を積算したものでございます。

したがいまして、小学校においては、平成21年度の副食費をベースに消費税率を8%に調整した額、副食費141円40銭の税抜き価格134円67銭に8%の消費税率を掛けた額145円44銭とし、平成26年度の副食費133円70銭から11円74銭を増額し、これに改定の理由で御説明しました地産地消の増分として2円87銭を加え、給食費の年額を算定する際に端数調整を行った結果、1食当たり14円21銭、5.86%を増額する内容となっております。

中学校においても小学校と同様に、副食費分として14円2銭を増額し、これに地産地消の増分として2円87銭を加え、年額を算定する際に端数調整を行った結果、1食当たり15円86銭、率にして5.34%を増額する内容となっております。

教育委員会といたしましては、給食費の引上げ額と率並びに給食の実施 回数につきましては、旭川市学校給食費検討委員会からの報告書で示され た改定の趣旨、積算根拠等を踏まえて平成27年度から実施していくこと としたものでございます。

なお、今後の対応といたしましては、2月10日付けで、本日配付いた

┃しました報告事項(3)資料の「平成27年度の学校給食の実施について」 を教育長名で各学校長に通知し、保護者の皆様に御理解いただくよう周知 してまいりたいと考えております。

員 長

報告事項(3)「学校給食費の改定について」、御意見、御質問等はあり ますか。

谷 委 員 学校保健課長 金谷 委 員

検討委員会では、この内容で合意されているということですか。 はい。されています。

積算についてですが、平成21年度の副食費に5%の消費税が掛かって いるので、これを税抜き価格にして、その価格に8%の消費税を掛けると この金額になるとなぜ言えるのでしょうか。平成26年度には副食費は 133円70銭になっていますよね。なっていると言うよりはしたと言っ た方がよいかもしれませんが、根拠とするのは平成26年度の金額を基準 にするべきだと思うのですが、なぜ平成21年度が基準となるのですか。

学校保健課長

平成21年度から主食と牛乳の価格は実勢価格として価格を上げていき ました。その分の調整を副食費で行い、1食当たりの単価を242円49 銭から変更していませんでした。そのような経過や、消費税率が8%に引 き上げられたこともあり、副食費の調整と地産地消の分を加味して積算い たしました。

谷 委 員

それは分かります。平成26年度には1食当たりの単価を上げないため に副食費をかなり抑えて、努力されたと思います。今回の積算に当たって は、副食費を平成21年度の価格に戻して、その税抜き価格に8%の消費 税率を掛けて副食費を145円44銭にされていますよね。

学校保健課長

平成26年4月1日で旭川市以外の道内主要市のほとんどが給食費を3 %から7%引き上げている実態もございまして,金額で他都市と比較した ときには、年額で小学校49、800円、中学校59、400円というの は道内主要市で3番目くらいの額となっているところです。

教 育 長

そういう意味ではありません。なぜ平成26年度の副食費133円70 銭が基準ではないのですかということです。これまでは無理に無理を重ね て副食費にしわ寄せがあったということですが、いつまでもその状態を続 ける訳にはいかないので平成21年度の副食費を採用させてもらったとい うことですよね。そうでなければ、平成26年度の副食費133円70銭 から5%の消費税額分を差し引いて、その金額に8%を掛けるのが本来の 算出であると思います。

谷 委

それが本来の算出方法ですよね。それに地産地消分の金額を加算するの が算出としては当たり前だと思います。

学校保健課長

平成21年度から1食当たりの単価を上げないために副食費で調整をし てきたので、平成21年度から6年間で副食費が下がってきていますので、 消費税の増額分と物価の上昇率も平成21年度を基準にして、遡ってそれ をベースにして8%を掛けたということで整理しました。

教 育 長

平成26年度は133円70銭だったのに、なぜこの価格が基準になら ないのですかということを聞いているのです。ですので、先ほど私が言っ たように、本当は副食費を141円40銭としたいけれども、主食や牛乳 の値上がりが続いてきて、結果的に副食費にしわ寄せをかけて現行の1食 当たり単価を守り続けてきたということですよね。しかし、それを基準と すると副食費のしわ寄せがあり続けることになるので、それを元の状態に 戻して消費税率を8%にした金額で整理をしたいということですよね。

学校保健課長 員

委

はい。そのとおりです。

長

平成21年度から平成26年度までに副食費が下がっていますが、それ は給食の質あるいは量の低下につながっているということですか。子ども たちの給食の質や量をきちんと維持していくためには少なくとも平成21 年度の金額を維持しなければならないということですよね。

学校教育部長

カロリーベースや栄養素ということではきちんと担保されています。し

かし、メニューということでは、例えば、練り物が多くなるなど選択肢が狭まったり、厳しい状況の中で実施していますが、そういう状態を続けることが良いのかというとそうではありません。では、平成26年度の時点ではしわ寄せがされているがそれが実際にはどれくらいのしわ寄せなのかというとそれも難しい面もありまして、それであれば平成21年度ベースに消費税分を差し引いて8%を掛けるという整理をさせていただいています。

委 員 長

議会でも取り上げられますよね。根拠をきちんとして、より分かりやすく説得力のあるようにした方が良いと思います。

教 育 長

もっと言えば、平成26年度と平成27年度の差額が主食と牛乳の価格が0円になっていますが、本来はこれが5円だとか10円になると思います。さらにその上で1食当たりの副食費を平成21年度をベースにして消費税分を差し引いて8%を掛けると、今回積算した金額よりも高くなってしまいます。その高い金額に変更すると急激な負担増につながりますので、今回の積算方法となったということです。

委 員 長

全道の状況などもありますので、できるだけ根拠を説得力の高いものにしてもらいたいと思います。

他に御意見,御質問等はありますか。

 各
 委
 員

 委
 員
 長

ありません。

それでは、報告事項(3)「学校給食費の改定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(4)「学校給食費納入確約書の廃止について」、報告願います。

学校保健課長

報告事項(4)「学校給食費納入確約書の廃止について」,報告します。学校給食納入確約書の取扱いにつきましては、平成26年6月18日付けで日本共産党旭川市議団から旭川市教育委員会委員長宛てに、納入確約書の提出を求める事務を直ちに中止することを求めた「学校給食費未納問題に対する事務の見直しを求める要請書」が提出され、平成26年7月定例教育委員会会議においてその対応について御報告させていただきました。この段階におきましては、納入確約書を廃止する考え方に立っていなかったことや、納入確約書の提出を求めてから4年が経過しており、一定の効果があったものの滞納が解消されていない現状を踏まえ、その効果や今後の取扱いについて判断していく必要があると考え、今後、どのようにすれば、未納が少なくなるのか、その手法を含めて検討していくこととしたところでございます。

納入確約書につきましては、平成23年度から新1年生と市外からの転入生の保護者を対象に提出を求めているところですが、この納入確約書の導入につきましては、平成22年度に設置した「学校給食費滞納対策本部会議」において決定してきたものでございます。

したがって、この納入確約書の取扱いの変更等に当たりましては、滞納対策本部会議においての確認、決定が必要となりますことから、昨年12月22日に滞納対策本部会議を開催し、この納入確約書の取扱いを含めて、実効性のある滞納対策について検討を行ってきたところでございます。

滞納対策本部会議では、納入確約書が導入された経過の確認と、各学校における未納者に対する取組状況として、文書や電話での依頼、訪問を行う取組等に加え、納入確約書の提出を求めたことで、かつての1%の未納率も0.5%台に下がる等一定の効果があったものの、4年間同じ対応によるマンネリ化で滞納防止効果が薄れてきたのではないか、納入確約書以外の効果のある手法が必要ではないのか、学校における事務の負担軽減をしてほしい等といった意見が出されたところであります。

滞納対策本部会議としては,これらの意見を踏まえ,未納の未然防止, 他都市の先進事例等も参考に法的措置等による別の効果のある滞納対策等

- 8 -

【について, 検討を進めていくことが必要ではないかということを確認し. 納入確約書については,平成27年度から取扱いを中止することとしたと ころでございます。

廃止する「学校給食費納入確約書」に代わりましては、学校給食の目的 や趣旨、学校給食法に基づく市と保護者の経費負担、給食の設備や人件費 は市、食材費は保護者であること等を明確にし、かつ、悪質な滞納者に対 する法的措置を検討していること等の主旨を掲載しました「学校給食費の 納入について(お願い)」の文書を新1年生と市外からの転入生の保護者 の方に配付し、学校給食費納入のお願いと円滑な学校給食の運営の協力を いただくよう啓発を行っていくこととしたものでございます。

なお、各学校に対しましては、2月10日付けで通知し、周知するとと もに、3月2日開催の小中学校校長会研修会で同様の内容について説明を 行い,間違いのないよう対応していただくよう周知徹底していくことにし ております。

今後につきましては、平成27年度に、滞納対策本部会議を数回開催し、 先進市における法的措置の事例などを参考にして、効果的な未納対策など の検討を行っていく考えでおります。

なお、法的な措置につきましては、債権債務の関係や訴訟手続等の専門 的な知識が必要とされますことから、総務部や関係部局とも連携の上、検 討を進めてまいりたいと考えております。

委 員

報告事項(4)「学校給食費納入確約書の廃止について」、御意見、御質 問等はありますか。

教 長 育

議会では、ある会派から納入確約書の廃止について強い指摘があったこ とは事実です。一方で、議員個人の考え方で、もっと厳しくやるべきだと いう意見もありました。そういう意味では、議会全体としてこの方向でと いうことにはなっていませんが、強硬に反対される方たちの意向も受け止 めながら,しかし,一方で,もっと厳しくやるべきだという方が言うのは, 払えるのに払わない人や、それを自慢げに周りに広めている人たちがいる ため、そういう人たちにもきちんと対応しなさいということでありますの で、法的措置についても今後滞納対策本部会議で検討してもらい、悪質な 滞納者に対しては毅然と対応するという姿勢は持っていなければなりませ ん。そういったことからこのお願いの文書になりました。

委 員 長

かつて1%あったものが0.5%くらいまで下がっているので効果が出 ているのは事実です。それでも完全にはなくならないということは、納入 確約書だけでは無理だということもはっきりしています。議会については、 教育長からお話があったとおり、賛否両論あるということです。簡単に言 えば、後は法的措置しかないでしょうか。

教 育 長 滝 山 委 員

旭川市の国民健康保険運営協議会に入っていますが、旭川市の国民健康 保険料の収納率は80数%だったのが、税金と一緒に徴収するようになり 87%くらいに収納率が上がったということでした。国民健康保険料は収 入によって保険料が決まっていますが、給食費については免除制度などは

あるのですか。

そうですね。

育 給食費はあくまでも私費会計ですので、公会計と違い強制力を伴わない という限界があります。したがって、給食費を公会計に移行するという考 え方も一つあります。

> もう一つは、少額訴訟制度が私費会計の状態でできるのかという法的な 問題もあります。これらを学校保健課長から説明があったように検討し、 仮に公会計に移行しない場合, 今の段階でどこまでできるのかということ も含めて検討し、それでもなおかつということになれば公会計になるかも しれません。公会計になって未納率が減るのかということについても疑義 があります。そういうことを含めて多角的に検討してもらいたいと思いま

教

学校教育部長

他の自治体でも同じような悩みを抱えているところでありまして、公会 計の話もそうですが、法的手段についてもそれぞれ先行しているところが あり、かなりケースも増えていると思いますので勉強したいというのが一 つあります。

もう一つは,滝山委員からありました,経済状況に応じて払わなくても 良い世帯があるのかということについては、生活保護世帯については扶助 費という形で支給されておりますし、準要保護世帯については、就学援助 の費用に給食費は入っていますので、経済状況に応じた違いは確保されて います。

員

給食費の未納者というのは、生活保護世帯や準要保護世帯ではないので すよね。

学校教育部長

はい。違います。 員

ある程度支払うことができるはずだということで先ほどのような状況が あるということですね。

金谷委

今までも納入確約書については、新1年生の保護者全員からもらってい るのですよね。

学校教育部長

最初は、全児童生徒の保護者からもらっていましたが、その翌年度から 新1年生と市外からの転入生の保護者からもらっています。

谷委 員

転入者には, 旭川市はこういうことになっていますという伝達が必要だ と思います。新1年生の場合, いろいろな保護者がいて給食費を払えてい ない保護者の方がいるとなると、3年生や4年生に兄弟がいて、なおかつ 入学するとなると、今までの納入確約書では児童の氏名を記入することに なっていますので新入学児童個人の給食費を遅滞のないように払ってくだ さいという確約ですよね。今回は、納入についてのお願いですよね。とい うことになると、個々の氏名は入らないですよね。上位学年に自分の子ど もがいる家庭にも同じく配付するのですよね。

学校保健課長

文書の最後に,「学校給食費の滞納に対しては法的措置も検討しており ます」という文言を記載することによって啓発にはなるのではないかと思 います。

納入確約書を廃止する代わりに、給食費の納入とともに、食材費は保護 者が負担しなければならないこと、滞納された場合には給食の運営に支障 を来すおそれがあること、滞納に対しては法的措置も検討するということ を啓発させてもらいたいと考えています。

員 島 委

小学校に入学したときに、どの程度の保護者が学校給食はお金を払って 食べるものだという認識を持っているのか疑問です。

入学式はみんな出席しますが、その後のPTA総会などは帰ってしまう 人もいますので全員が説明を聞けるわけではありません。小学校1年生だ けでなく、全校の児童生徒の保護者に年度初めに配付した方が良い気がし ます。それは、悪意のない保護者でも、給食は義務教育なので無料ではな いのかという認識があり、学校給食法の規定をどの程度の保護者が知って いるのかは疑問です。それを知る機会があるのは、年に一度だと思います。 校長先生方がPTA総会などで説明していただければ、出席した人は分か りますが、欠席した人は分かりませんし、欠席した人に知らせることもあ りません。出席しない人は参観日にも来なかったりしますので、6年間-度も給食費は払っていないと豪語する方もいるくらいです。ですので、知 らせる機会というのは惜しまずに年に一度は行った方が良いと思います。 このお願いも子どもが持ち帰らなければ結局は読まないことになります。 1年生だけでなく全員の保護者に配付するということは、家庭に2人、3 人の子どもがいれば、3枚配付することになりますので保護者の目に入る のではないかと思います。

学校保健課長 滞納対策本部会議の議論の経過では、新1年生と市外からの転入生の保

護者に納入確約書を配付していますので、それに代わる文書としてお願い を配付することになりました。

学校によっては、全児童生徒の保護者に配付したいという意向もありま した。それは、学校長判断ですので、私どもの方でそうしてください、駄 目ですということにはなりません。滞納対策本部会議では、基本的には新 1年生と市外からの転入生の保護者を対象としておりますが,学校長が全 員に配付したいということであれば学校長判断であると思います。

教 育 長

それはまずいのではないですか。この文書の発出者は教育委員会です。 そういう意味では統一性を持たなければなりません。そういうふうに考え ると、新1年生と転入生の保護者に対して配付するのは良いですが、しか し、その途中で滞納をする人たちに対しては、この文書と同じ文書とする かは別にして、改めて文書を配付する仕組みにしなければ、学校長判断で 良いとするのはおかしいと思います。

それと、中島委員がおっしゃるのはよく分かりますが、ある会派から納 入確約書の問題について常に指摘されたのは、圧倒的にきちんと払ってい る人が多く、その人たちに対してこういう文書を配付するのはおかしいだ ろうということでした。つまり、99.5%の人たちは払っているので、 残りの0.5%の人たちに別に手立てをするにしても,99.5%の人た ちに不快な思いはさせてほしくないということでした。そうすると、全て の保護者の方に配付するということについては、同じ指摘を受けざるを得 ません。そういう意味では、まずは新1年生と転入生の保護者に配付し、 その上で実際に滞納する人たちに、どんな文書にするのかは別にして、文 書を配付するような二段階の対応をするしかありません。その場合にあっ ても、未納者の児童生徒に内容が分かるように渡すことはできません。そ うすると他の全員が関わる文書と一緒に一斉に配付するなど、そういう配 慮をしながら行うしかないと思います。

島 委 員 金 谷 委 員

これを見て不快な思いをされますか。

滞納する意思がない保護者の方に対して、学校給食費の納入のお願いに 法的措置のことまで記載をする必要があるかどうかということですよね。 法的措置のことを記載しないお願いの文書を新1年生と転入生の保護者の 全員にまずは配付させてもらい、その上で、滞納する保護者がいればその 時点で法的措置のことを記載した文書を出すのは良いと思います。99.5 %の給食費を払っている保護者には厳しいのかなと思います。

中 島 委 員 教 育 長

そうでしょうか。

おそらく納入確約書に反対されていた会派からは、法的措置の部分の2 はいらないのではないかという話が来ると思います。

委 員

この2行だけで言うと少し表現が厳しいと思います。文言を入れるにし ても、もう少し柔らかい表現にできると思います。表現の仕方の問題もあ りますので少し検討することにして、納入確約書を廃止することについて はよろしいですね。今、議論されているのはせっかく納入確約書で成果を 上げてきて、納入確約書の効果は上限に達したという認識ですよね。そう すると、今度代わって取る方法は、基本的にはそれを下げない、こういう 手立てを講じることによって、納入確約書をもらうのと同等程度以上の取 組を教育委員会としては考えており、その一つがこのお願いの文書ですね。 これまでにも他に法的措置の取り方などいろいろ検討してきていますが, そういうものとの合わせ技でいろいろなやり方が出てきます。教育委員会 の共通の取組としては、こういうことですが、先ほど学校保健課長が話さ れたのは、学校によって実態が異なることがあるかもしれないので、個別 対応する場合は学校と教育委員会が連携して独自の対応が出てくるかもし れないということですが、それについてはよろしいですか。

育 委 長 そこの部分はそういうふうに押さえます。 員

教育委員会と連携してということであれば良いです。

最後の2行を取る取らないについては、方向としてはこういう手法もあ るということなので、それをどういうふうに文章に盛り込んでいくのが良 いのかということはもう少し検討してほしいと思います。

納入確約書を廃止することについては、滞納対策本部会議で検討もされ 手続には問題ないと思いますので、後はより良いものにするためにどうし たら良いかということだと思います。

島委 員 教 育 長

払っていない人に対して厳しいのであれば、この文章で良いと思います。 ここでは、滞納に対してはと書いていますので、払っている人は関係な いとなれば良いと思います。後は文章としてどういうふうに柔らかくでき るかだと思います。

島委 委 員 長 柔らかくしたら効果がないのではないですか。

納入確約書でもそういう議論をしてきましたので、効果は変わらないと 思います。そういう人には、強い表現にしても、反発こそすれ、払いまし ょうということにはならないと思いますので、金谷委員がおっしゃったよ うにこの部分がいるのかどうかということもありますね。

学校保健課長

過去の経過をお話しますと、平成22年に検討委員会を開いて法的措置 を検討しようとし、当時マスコミにも取り上げられましたが、法的措置を 取るとしながら手立てがなく、滞納している人はどうせやらないだろうと 思っているのも事実です。したがって、これから入学する児童の保護者に は、しっかりと法的措置の検討をしているということを啓発していきたい と思います。「法的措置も実施します」という表現ではなく「法的措置も 検討する」という表現にして柔らかくしたつもりではありました。

教 育 長

「法的措置を取らせていただきます」というふうにしているところはあ るのですか。

学校保健課長

そこは確認しておりませんが、釧路市などは実際に法的措置も取ってい ますので厳しい表現にしていると思います。

学校教育部長

なお書きの前を一行空けていますが、一行詰めた方が良いのではないで しょうか。空けることによって目立って見えるのではないでしょうか。

教 育 長 員 委 長 どんなハレーションが起きるのかやってみるのも手かもしれません。 そこは担当が苦労してこういう表現にされたということですが、本日の

議論の内容も踏まえて,妙な反発を受けないように検討してください。

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員 員

委

それでは、報告事項(4)「学校給食費納入確約書の廃止について」は、 長 報告を受けたこととします。

《その他》

員 長 他に,何かありますか。

委 員 ありません。 ありません。

ありません。

事務局職員

《秘密会》

委 員 長 ここからは, 秘密会といたします。

【以下, 非公開】